

法科大学院評価基準要綱 (I部・III部)の主な改定点

独立行政法人
大学評価・学位授与機構
平成23年7月13日

1



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

I 総則

1 評価の目的(変更なし)

〈1-1〉

- 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを認定する。(適格認定)
- 評価結果を各法科大学院にフィードバックすることにより、当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てる。
- 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、法科大学院の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示す。

2



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

2 評価基準の性質及び機能

〈2-4〉

- **重点基準の設定**

法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準を「重点基準」とする。

○重点基準を含む章及び重点基準数

第2章 教育内容	9基準 (9基準中)
第3章 教育方法	1基準 (4基準中)
第4章 成績評価及び修了認定	2基準 (5基準中)
第6章 入学者選抜等	2基準 (8基準中)
第8章 教員組織	5基準 (11基準中)
第11章 自己点検及び評価等	1基準 (4基準中)
合 計		20基準(全52基準中)

3



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

2 評価基準の性質及び機能

〈2-5〉

- **解釈指針の位置づけの整理**

〈改定前〉

各基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示

〈改定後〉

各基準に係る説明及び例示

4



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

3 適格認定

〈3-1〉

- 適格認定要件の変更

〈改定前〉

すべての基準が満たされていなければならない。

〈改定後〉

各基準の判断結果を総合的に考慮することとし、各基準の判断結果のうち特に重点基準の判断結果を踏まえて行う。

5



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

III 評価の組織及び方法等

1 評価の種類

〈1-1〉

- 本評価
- 追評価

〈1-2〉

- 予備評価

〈1-3〉

- 評価の受審時期(5年以内ごと)

6



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

2 評価の組織

〈2-1〉

法科大学院認証評価委員会

「実施方針」等基本的事項の審議・評価結果の審議、決定 等

運営連絡会議

評価部会相互間の調整 等

評価部会

対象法科大学院ごとの調査(書面調査・訪問調査)の実施、評価報告書原案を作成 等

専門部会

特定の専門事項を調査 等

7



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

3 評価の方法等

法科大学院認証評価スケジュール

評価実施の前年度

機構による評価に関する説明会等の実施(6月～7月)

評価の申請及び受付(9月末)

法科大学院の自己評価担当者等に対する研修の実施(11月～12月)

評価の実施年度

自己評価書の提出(6月末)

評価結果(案)の通知(1月末)

意見の申立ての手続(2月)

評価結果の確定(3月)

評価担当者に対する研修の実施

当該法科大学院を置く大学に通知

文部科学大臣に報告

広く社会に公表

4 教員組織調査

〈4-1〉

- 第8章「教員組織」の基準を満たしているかどうかの判断を行うため実施する。
- 専任教員等について、担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等を有しているかの調査を行う。
- その上で、教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認する。

9



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

5 追評価

〈5-2〉

- 適格認定の方法

〈改定前〉

本評価時に満たしていないと判断された基準について、追評価で満たしているものと判断された場合、先の本評価と併せて、適格認定を行う。

〈改定後〉

本評価時に満たしていないと判断された基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、適格認定を与える。

10



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

6 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保

〈7-1〉

- 評価実施後の提出資料

〈改定前〉

(1) 法科大学院年次報告書

対象校：機構から適格認定を受けた法科大学院

(2) 評価実施後の変更届

対象校：機構の評価を受けたすべての法科大学院

〈改定後〉

(1) 法科大学院年次報告書

対象校：機構の評価を受けたすべての法科大学院

(2) 法科大学院対応状況報告書(新設)

対象校：機構から適格認定を受けた法科大学院のうち、評価において満たしていないとされた基準がある法科大学院

様式の
一本化



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

11

6 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保

〈7-2〉

- 付記の対象

〈改定前〉

・教育課程又は教員組織に係る重要な変更

〈改定後〉

・教育課程又は教員組織に係る重要な変更

・評価において満たしていないとされた基準に係る対応
状況(新設)

12



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

6 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保

〈7-3〉

- 通知等

〈改定前〉

- ・次の評価を待たずに評価を実施する必要があると判断した場合は、その旨を当該法科大学院を置く大学に通知する。
- ・当該大学の申請に基づいて当該事項について評価を実施し、その結果を踏まえ、適格認定の判断を行う。

〈改定後〉

- ・重点基準を満たさないおそれがあると判断した場合は、その旨を当該法科大学院を置く大学に通知する。

